

## 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望するシルバー人材センター会員又は高年齢者に対し、職業紹介を行います。

- ◆求人者との間で、雇用関係が発生します。
- ◆労働関係法規(労働基準法・労災保険等)の適用を受けます。
- ◆就業の対価は賃金として求人者より支払われます。

